

所管課：教育部生涯学習課

期 間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 令和4年度 各地区公民館等管理運営評価表

#### 1 施設概要

設置目的	北本市地区公民館等における市民の生涯学習及びレクリエーション活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興、健康及び社会福祉の増進に寄与すること。
施設内容	(1) 南部公民館、南部集会所 (2) 東部公民館、東部集会所 (3) 西部公民館、西部集会所、荒井公園 (4) 北部公民館、北部集会所 (5) 中丸公民館、中丸集会所 (6) 勤労福祉センター (7) コミュニティセンター (8) 学習センター
指定管理料の支出額	協定締結額 164,722,000 円                      支出済額 164,722,000 円

#### 2 指定管理者

名 称	一般社団法人北本市コミュニティ協議会
所 在	北本市本町8丁目156番地3
指定期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
業務範囲	(1) 施設の利用許可に関する業務 (2) 施設の利用に係る料金の収受に関する業務 (3) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 主催事業（イベント含む）に関する業務 (5) その他、施設の設置の目的を達成するために必要な業務であつて、教育委員会と協議の上定めた業務

#### 3 管理運営の実績

施設の貸出状況等	条例・規則、仕様書に基づいた受付・貸出が行われた。 ・利用者数は235,693人(令和3年度195,689人)で前年比40,004人の増、率にして約20.4%の増。(令和元年度278,576人)
料金の収受の状況	条例・規則に基づき収受が行われた。 ・貸館業務18,590,675円で前年比2,360,175円、率にして約14.5%の増(令和3年度16,230,500円)。(令和元年度18,770,225円)
自主事業の状況	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、各館でサマーフェスタやサロン事業、スマホ教室等を実施した。
施設維持管理の状況	清掃、設備の点検、警備、植栽の管理等が行われた。
収支の状況	(1) 収入 198,522,630 円

	<p>指定管理料 164,722,000 円、利用料金 18,590,675 円、主催事業収入 842,950 円、公民館サロン補助金 320,000 円、雑収入（印刷機、コピー機、公衆電話）1,027,450 円、北本市指定管理者原油価格・物価高騰等対策支援金 6,476,000 円、受取利息 111 円、繰越金 6,543,444 円</p> <p>(2) 支出 198,522,630 円</p> <p>人件費(報酬)88,931,854 円、事務費 23,165,396 円、管理費 77,320,615 円、事業費 1,651,902 円、予備費 0 円、本社経費 0 円、返金 0 円、繰越金 7,452,863 円</p> <p>(3) 収支 909,419 円（但し、繰越金 7,452,863 円）</p>
--	---

#### 4 利用者の満足度調査等

利用者アンケートの結果	<p>2月17日から3月31日にかけて実施したお客様アンケートからは、来館者の約2/3が女性である。来館者の年代は、8割近くの人が60歳以上の年配者である。来館者の居住地は、市内在住者が多いが、1割強は市外から来館している。公民館利用の目的は、「健康の維持・増進」が約29%と最も多く、「人との交流」が約20%、「気分転換・ストレス解消」が約18%と続いている。コミュニティまつりを何で知ったかについては、39%が広報きたもとであり、知人からの情報が23%となっている。</p>
利用者の意見、苦情等とその対応	<p>利用者より、南部公民館講義室にあるイスが利用定員数より少ないという苦情があったため、イスを10脚購入して補充した。</p>

#### 5 庁内検査委員会のまとめ

所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部公民館講義室にある椅子が利用定員より少ないという利用者の意見を受けて補充している等好ましくないため、備品管理を徹底すること。</li> </ul>
----	---

#### 6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会は、公民館が果たすべき役割について、文科省等の通知、答申、提言に対する考え方を踏まえ、指定管理者と連携して今後の基本方針と具体策を検討すること。</li> <li>・仕様書の記載にあたっては、十分に注意を払うこと。</li> <li>・余剰金を過年度にわたって返金したことについては指定管理者制度の趣旨からすると疑義が残る。適切な施設運営のため、手続き等を検証すること。</li> </ul>
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省が進める「利用者向けデジタル活用支援推進事業」について、公民館等での実施を指定管理者に提案し、「高齢者のためのスマホ教室」を令和3年度に2回、令和4年度に12回開催している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館等運動施設の清掃に関しては、文部科学省及びスポーツ庁より平成29年5月29日付で「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（29施企第2号）において示された維持管理における取組等を適切に実施するよう記載した。</li> <li>・返還に至る経緯を確認した結果、指定管理者からの申し出によるものであった。</li> <li>・令和4年度から令和6年度を指定管理期間とする募集要項では、指定管理料について、「利用料金収入の増加や指定管理業務にかかる経費の節減など、指定管理者が業務を適正に実施する中で生じる余剰金は、原則として精算による返還対象としません。」と明記した。</li> </ul>
--	---

7 評価委員会のまとめ

総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>●A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。</li> <li>○B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。</li> <li>○C：履行に重大な問題がある。</li> </ul>
所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内検査委員会で指摘を受けた備品管理について、以後同様のことがないように留意すること。</li> </ul>

(評価実施日 令和5年7月18日)